

第二号議案

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校	教務主任	学年主任	生活指導主任	生徒指導主事	進路指導主事
--------	------	------	--------	--------	--------

別表第一の備考に次のように加える。

四 義務教育学校の項に掲げる主任等については、前期課程の三学級未満の学年及び後期課程の四学級未満の学年に置かれる学年主任、前期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる生活指導主事並びに後期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる進路指導主事を除く。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

大分市立義務教育学校設置条例（平成二十八年大分市条例第三十号）の制定により、平成二十九年四月一日に県内に義務教育学校が開校することに伴い、義務教育学校の主任等に手当を支給したいので提案する。

学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第一条～第五条（省略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p>		<p>第一条～第五条（省略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p>	
学 校	主 任 等	学 校	主 任 等
小 学 校	教務主任 学年主任 生活指導主任 分校主任	小 学 校	教務主任 学年主任 生活指導主任 分校主任
中 学 校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事	中 学 校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 進路指導主事
義務教育学校	教務主任 学年主任 生活指導主任 生徒指導主事 進路指導主事	(新設)	(新設)
高 等 学 校	教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 農場主任 保健主任 特別活動主任	高 等 学 校	教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 農場主任 保健主任 特別活動主任
特別支援学校	教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 保健主任 寮務主任 特別活動主任	特別支援学校	教務主任 学年主任 生徒指導主任 進路指導主任 学科主任 寮務主任 特別活動主任

備考

一 小学校の項に掲げる主任については、分校に置かれる教務主任、三学級未満の学年に置かれる学年主任及び二学級未満の分校に置かれる分校主任を除く。

備考

一 小学校の項に掲げる主任については、分校に置かれる教務主任、三学級未満の学年に置かれる学年主任及び二学級未満の分校に置かれる分校主任を除く。

<p>別表第二、別表第三 (省略)</p> <p>二 中学校の項に掲げる主任等については、四学級未満の学年に置かれる学年主任及び三学級未満の中学校に置かれる生徒指導主事を除く。</p> <p>三 六学級未満の小学校及び中学校に置かれる生活指導主任及び進路指導主事を除く。</p> <p>四 義務教育学校の項に掲げる主任等については、前期課程の三学級未満の学年及び後期課程の四学級未満の学年に置かれる学年主任、前期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる生活指導主任、後期課程の学級数が三未満の義務教育学校に置かれる生徒指導主事並びに後期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる進路指導主事を除く。</p>	<p>別表第二、別表第三 (省略)</p> <p>二 中学校の項に掲げる主任等については、四学級未満の学年に置かれる学年主任及び三学級未満の中学校に置かれる生徒指導主事を除く。</p> <p>三 六学級未満の小学校及び中学校に置かれる生活指導主任及び進路指導主事を除く。</p> <p>(新設)</p>
--	---

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正の概要

1 改正理由

大分市立義務教育学校設置条例(平成 28 年大分市条例第 30 号)の制定(平成 29 年 4 月 1 日施行)により、平成 29 年 4 月 1 日付けで県内に「義務教育学校」が開校することに伴い、同校の主任等に手当を支給できるようにするもの

2 改正内容

(1) 教育業務連絡指導手当(主任手当)の支給対象者を定めた別表第 1 に「義務教育学校」の項を加える。

現 行		改 正 案	
学 校	主 任 等	学 校	主 任 等
(規定なし)	(規定なし)	<u>義務教育学校</u>	<u>教務主任</u> <u>学年主任</u> <u>生活指導主任</u> <u>生徒指導主事</u> <u>進路指導主事</u>

(2) 別表第 1 の「備考」に「義務教育学校」の支給要件を加える。

現 行	改 正 案
(規定なし)	<u>4 義務教育学校の項に掲げる主任等については、前期課程の 3 学級未満の学年及び後期課程の 4 学級未満の学年に置かれる学年主任、前期課程の学級数が 6 未満の義務教育学校に置かれる生活指導主任、後期課程の学級数が 3 未満の義務教育学校に置かれる生徒指導主事並びに後期課程の学級数が 6 未満の義務教育学校に置かれる進路指導主事を除く。</u>

主任手当

教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事する場合に支給する。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。